

■令和3年度第4回（第312回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和3年11月16日（火）午後2時30分～午後3時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、副教育長

【議 題】 ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部設置について

< 提 案 説 明 >

「ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部設置」について、副教育長から次のような説明があった。

- ・ 本市においては、肢体不自由の特別支援学校としてひまわり特別支援学校及びさくら草特別支援学校を設置しており、知的障害を併せ有する肢体不自由の児童・生徒を受け入れている。
- ・ 特別支援学校に在籍する市内在住の児童・生徒は、平成24年度と令和2年度を比較すると、知的障害者が238名増、肢体不自由者が29名増となっており、知的障害の特別支援学校に在籍する児童生徒の増加が顕著となっている。
- ・ 埼玉県内の特別支援学校の地域別過密状況を見ると、さいたま市民が通学する南部及び東部において特に児童生徒数が多く過密な状況となっていることから、埼玉県としては早急に少しでも過密状況を解消したいと考えていると伺っている。
- ・ こうした課題に対し、市として3つの対応策を検討した。①建物の建設による特別支援学校（小・中・高等部）の設置、及び②既存施設の活用による特別支援学校（小・中・高等部）の設置については、いずれも多くの児童・生徒を受け入れられる一方、財政負担が大きく設置までに時間を要する（5～7年以上）ほか、現時点で活用が見込める土地、既存施設がない。③既存施設の活用による知的障害教育部門高等部の設置については、受け入れられる児童・生徒に限られる一方、施設の共用によるイニシャルコストの縮小や短期間での設置が可能であるほか、ひまわり特別支援学校であれば活用できる教室を確保することができる。
- ・ 上記検討を踏まえ、特別支援学校の過密解消に向け早急に対応するため、本市としては、③のとおり、既存施設の活用による知的障害教育部門高等部を設置することとしたい。なお、小・中学部段階を含む知的障害の特別支援学校の教育環境については、引き続き埼玉県と連携し、検討していく。
- ・ 以上のことから、市立ひまわり特別支援学校に知的障害教育部門（高等部・普通科）を設置し、肢体不自由教育部門との知肢併置校としたい。
- ・ 同校高等部は、令和5年4月開校を目指し、各学年8名、計24名の受け入れを予定

している。

- ・ 受け入れにあたり、肢体不自由児の受け入れ枠には影響はなく、在籍する児童・生徒の教育環境にも影響なく進められるものと考えている。
- ・ 教育内容は、オフィス作業や清掃作業といった作業学習、地域社会で生活する力を育む生活単元学習や肢体不自由教育部門との交流のほか、生徒が自主的に活動に取り組むクラブ・アクティビティを行っていく。
- ・ 高等部設置による効果としては、短期間で開設することができ、知的障害の特別支援学校の過密解消の一助となることができるほか、高等部の知的障害児が身近な地域で学ぶことができることや、肢体不自由の児童・生徒が知的障害教育部門の生徒と交流することにより社会性やコミュニケーション力を育むことができることなどを見込んでいる。
- ・ また、同校が市立特別支援学校のセンター的機能を発揮し、市内の教員の特別支援教育の専門性向上にも寄与する。

< 意見等 >

- ・ 高等部設置による効果は。
 - 高等部のみであれば短期間で設置でき、受け入れ人数は少ないが、知的障害の特別支援学校の過密解消の一助になると考えており、知的障害の特別支援学校の過密解消に向けた第一歩として進めていきたい。
- ・ 教員は何人必要となるか。
 - 7人程度を想定しており、新規に採用するのではなく、教職員人事異動の中で適切に配置をしていく。
- ・ 高等部の様々なカリキュラムを7人の教員で対応するということか。
 - 特別支援学校の学習指導要領に基づき、グループ活動等も含め様々な形態で柔軟に教育を行っていく。知的障害の教育課程は高等学校のように教科担当制ではないが、教員が授業を分担して担当し、各教科等の授業に対応していく。
- ・ 小・中学部ではなく高等部を設置する理由は。
 - 小学部を設置する場合、特別支援学校は小・中・高等部一貫教育が望ましいため、最低でも12学級が必要となる。ひまわり特別支援学校で活用が可能なのは3教室程度であることから、高等部（3学年分）を設置することとしている。
- ・ さくら草特別支援学校には設置できないのか。
 - さくら草特別支援学校は16教室しかない上に、希望する肢体不自由児が多いことから、活用できる教室を確保することは難しい状況である。
- ・ 肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置する事例はあるのか。
 - 横浜市で同じ形態の特別支援学校があり、併置による教育的な相乗効果などメリットが大きいと伺っている。
- ・ ひまわり特別支援学校の在校生の保護者への対応は。
 - 横浜市の事例では設置にあたり保護者からの苦情やトラブルなどは特にないと伺っているが、保護者に対し肢体不自由児への教育は現状どおり行っていくことや知的障害教育部門の併置による効果などを丁寧に説明していく。

- ・ バスによる通学が考えられるが、最寄りのバス停から学校までどれくらいかかるか。
- 最寄りのバス停から徒歩5～10分程度である。
- ・ 小・中学部の設置を望む声も多くあるが、今後の対応は。
- 本案件は、知的障害の特別支援学校の過密解消に早急に対応するため高等部を設置するものであるが、小・中学部を含む特別支援学校の設置については、引き続き埼玉県と連携し検討していきたい。
- ・ 高等部設置により市の特別支援教育全体にどのような効果が見込まれるか。
- 肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の併置により、ひまわり特別支援学校のセンター的機能が高まり、小・中学校に対して、特別支援教育に関するコンサルテーションや研修等を行い、小・中学校の教員の特別支援教育の専門性向上が期待できる。また、人事異動により双方の部門を経験することで教員のスキルアップにもつながると考えている。

< 結 果 >

高等部の設置は了とするが、これで終わりとすることなく、引き続き、小中学校の年代についても、知的障害児の教育環境の改善に向け、県としっかり連携し検討を進めること。

< 会 議 資 料 >

ひまわり特別支援学校知的障害教育部門高等部設置